

第二部

東村山市特別支援教育推進計画の 具体的な展開

第1章 幼稚園と保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携の充実に向けて

第2章 保護者等に対する相談体制の充実に向けて

第3章 学校に対する支援体制の充実に向けて

第4章 学校の指導体制の充実に向けて

第5章 特別支援学級の充実に向けて

第1章

幼稚園と保育園と小学校との連携及び
小・中学校の連携の充実に向けて

1 特別支援教育運営委員会(心身障害教育運営委員会)の充実

ねらい

特別支援教育への移行に合わせて平成19年4月1日から、心身障害教育運営委員会を特別支援教育運営委員会に改称します。全小・中学校から推薦された教員により、3つの専門部会を構成しています。有効な研究の場として活動できるため、今後も更に内容を発展させていきたいと考えています。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別支援教育運営委員会へ			見直し		

【変更点】 名称の変更と各専門部の内容の充実を図ります。

(1) 特別支援教育理解部会 → 特別支援教育部会へ

- ・東京都教育委員会が実施する特別支援教育コーディネーター研修の伝達研修を継続し、個別指導計画や個別の教育支援計画について研究を進めます。
- ・平成19年度からは、コーディネーターを中心に特別支援教育の充実を図っていくために、複数の特別支援教育コーディネーターの指名についても研究を進めます。

(2) 啓発部会

- ・啓発部会では、研究授業を通して障害についての理解を深めています。
- ・中学校の心身障害学級の担任が、学区域の心身障害学級非設置校の小学校で授業を実施し、心身障害教育の理解・啓発を行ってきました。
- ・非設置校の児童や担任からも好評なことから、引き続き、教材の研究などを進め研究授業の実施校の拡大を図ります。

(3) 心身障害学級担任会 → 特別支援学級担任会へ

- ・特別支援学級担任の専門性を高め、これまでの活動のほか、出前授業や交流及び共同学習の促進、巡回指導について研究を進めていきます。
- ・多様な障害のある児童・生徒への指導経験をもとに、通常の学級の教員へLD等の指導・助言を行うための研究活動を推進します。
- ・特別支援教育の方向性を踏まえ、東村山市心身障害学級小・中合同作品展等の諸行事の在り方について検討を行います。

□ 心身障害教育運営委員会とは

本市は、心身障害教育の振興並びに充実を図ることを目的として心身障害教育運営委員会を設置し、教育長が委員長として、委員会を統括している。

委員会は心身障害教育の啓発、心身障害教育運営のための調査研究として、特別支援教育理解部会・啓発部会・心身障害学級担任会の3つの専門部会で構成している。

【平成19年4月特別支援教育運営委員会に改正】

□ 特別支援教育コーディネーターとは

特別支援教育コーディネーターは、各校における個別指導計画・個別の教育支援計画の実施状況管理を行う。(目標設定・支援内容の適正さ《P》、計画に沿った実施《D》、一定期間毎の評価《C》、目標設定・指導内容の修正《A》)

特別支援教育コーディネーターを核にした各学校における校内体制を確立することが必要であり、そのための資質向上を図ることが必要である。また、通常の学級の担任も、特別支援教育に対する理解を深めなければならない。

□ 個別指導計画とは

「個別指導計画」は、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、目標と指導内容・方法を明確にして、適切な指導・支援と評価を行うため作成するものである。「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童・生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもので、学校と保護者が連携して作成する児童・生徒一人一人の指導計画である。

□ 個別の教育支援計画とは

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する。この策定には、教育のみならず、保健・医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することを意図するものである。

□ 個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成する対象

医師の診断のあるなしにかかわらず、次のような場合に作成します。

- (1) 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒(本市では、既に作成済み)
- (2) 小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち特別な教育的支援が必要な者。
- (3) 教育機関で教育相談を受けている者や、福祉や保健・医療等の関係機関等を通じて紹介があった者で、保護者との相談に基づいて、特別な教育的支援が必要と認められる者。

2 特別支援教育連絡協議会の設置

ねらい

障害のある子どもたちが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育を受けるため、特別支援連絡協議会を平成19年度中に立ち上げ、随時、組織の見直しと充実を図ります。

この組織を通して相談体制を構築し、児童・生徒や保護者への支援を充実させます。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
立ち上げ 順次組織構成	就学支援シート モデル事業開始		見直し等 組織の充実		

【組織構成】

- ① 東村山市教育委員会
- ② 東村山市立小・中学校
- ③ 市内公立・私立保育園
- ④ 市内私立幼稚園
- ⑤ 特別支援学校(センター校)
- ⑥ 福祉関係(児童課・障害支援課・健康課)
- ⑦ 子ども家庭支援センター(子育て支援係・幼児相談室)
- ⑧ 教育相談室
- ⑨ 医療機関(提携病院等)
- ⑩ 保護者(PTA連合会代表)

【取組内容】

- ① 年1、2回全体会を開催し、情報の共有と連携の重要性を確認し合います。
- ② 就学前の幼稚園・保育園と保護者で作成する「就学支援シート」を活用することについて研究を進める「就学支援シート」のモデル事業実施により、早期の支援体制を確立します。
- ③ 第一次実施計画で順次組織の拡大を図り、就学前の適切な支援・相談体制や就学後の継続した支援体制をつくり一人一人のニーズに的確に応じられるようにします。

□ 特別支援教育連絡協議会とは

LD等を含め障害のある児童・生徒や保護者に対して総合的な支援を行うため、地域性と専門性を備えたシステム。児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図ることを目的とした教育・保健・医療・福祉・労働等の連携に基づく相談支援体制のことをいう。

□ 就学支援シートとは

すべての子どもが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園等における子どもの障害の把握と小学校に引き継ぐ連携体制の構築のため、作成するシートのことをいう。幼稚園や保育園等での生活の様子や進めてきた指導について、就学支援シートを用いて小学校へ引き継いでいく。小学校では、シートに書かれた内容を入学時の指導に活用する。幼稚園や保育園等の指導や配慮してきたことなどを小学校が引き継ぐことで、保護者との相談が進めやすくなり、学校と保護者が子どもの様子や配慮すべきことなどについて共通理解を図ることが出来る。

3 個別指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用

ねらい

特別な支援を必要とする児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握し、目標と指導内容・方法を明確にして、適切な指導・支援と評価を行うため、「個別指導計画」を作成します。
 障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として「個別の教育支援計画」を策定します。
 両者について、東村山市版の様式を作成し、データベース化に向けた準備を進めます。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個別指導計画	個別指導計画様式分析・作成	個別指導計画様式試行・修正	個別指導計画様式決定 本格実施	個別指導計画実施状況の調査・分析	個別指導計画様式調整	データ蓄積
個別の教育支援計画		就学支援シートモデル事業開始 個別の教育支援計画の検討	個別の教育支援計画作成 就学支援シート・個別の教育支援計画試行	就学支援計画・個別の教育支援計画調整・完成	就学支援計画・個別の教育支援計画本格実施	実施状況調査・分析 データ蓄積

【個別指導計画の作成手順】

- (1) 各校の校内委員会で、コーディネーターを中心に既存の「個別指導計画」を確認します。
- (2) 特別支援教育運営委員会で作成した「個別指導計画」の様式を試行します。
- (3) 各校の校内委員会で、「個別指導計画」の様式について意見をまとめます。
- (4) (3)の様式案を特別支援教育連絡協議会に提示し、連絡協議会で作成した「就学支援シート」との整合性を図ります。
- (5) 特別支援教育運営委員会で、各校から出された意見をまとめ、様式を修正し決定します。
- (6) 東村山市立小・中学校「個別指導計画」の活用を開始します。

【個別の教育支援計画の作成手順】

- (1) 特別支援教育運営委員会で、「個別の教育支援計画」様式案を作成します。
 この際、特別支援教育連絡協議会において作成している「就学支援シート」と連動するものとするために、特別支援教育運営委員会と特別支援教育連絡協議会は密接に連携する必要があります。
- (2) 作成した「個別の教育支援計画」の様式を試行します。
- (3) 各校の校内委員会で意見をまとめます。
- (4) 特別支援教育運営委員会で、各校から出された意見をまとめ、様式の調整を図ります。
- (5) 東村山市就学支援計画及び東村山市個別の教育支援計画の活用を開始します。

□ 校内委員会とは

LD等を含め障害のある児童・生徒に対して、全校的な支援体制を整備するために各学校に設置する組織。自校の規模や教職員、組織等の実情を踏まえて、校内委員会を校務分掌に位置付けることが大切である。

□ 就学支援計画とは

乳幼児期の段階の「個別の支援計画」の一部をなすもので、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実を図るため、幼稚園・保育園・療育機関等の職員が保護者とともに作成する計画であり、円滑な就学のための道具（ツール）である。

第2章

保護者等に対する相談体制の 充実に向けて

1 就学相談及び就学时健康診断等の内容と方法の充実

ねらい

就学相談にかかわる取組は、学校が児童の実態を把握し保護者との連携を築く第一歩となります。夏季休業日中に実施する就学相談はもちろんのこと就学时健康診断における予備検査の内容や活用の方法を検討し、保護者を支援する際の資料として活用することが効果的です。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談支援体制準備	校内委員会の役割の充実		相談支援体制スタート		

【検討点】

(1) これからの就学相談

障害のある子どもたち一人一人のライフステージを支援する就学相談の在り方の充実が求められています。東京都の動向を踏まえ、本市の就学相談についても検討を加えていきます。

(2) 就学前の面談

相談を受けた児童・生徒や保護者については、2月末から3月上旬にかけて、学校・保護者・教育委員会等の三者による面談を実施します。資料による情報のやりとりに加え、実際に面談を行うことにより連携を深め、支援体制を整えることができます。

(3) 就学後の相談体制

特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会において、児童・生徒の適応状態や障害の改善等に関する情報等を収集します。特に、就学後の経過観察が必要な児童・生徒に対しては、継続的な配慮が必要です。必要に応じて、専門性の高い組織への応援要請を行います。

(4) 転学を含めた相談体制

就学後の適応状況を踏まえ転学するケースも想定されます。教員OB等による相談体制の構築について検討します。

(5) 就学の相談の方法を改正する案

- 一斉就学相談からブロック単位の就学相談の実施を検討します。
現在より小規模のグループにより、就学相談を行うことにより、就学時からかかわる教員の数を増やすことにより、児童・生徒理解の深化・充実を図ります。
- 就学时健康診断の際に、校内委員会が機能するような工夫を行い、学校として児童の障害の状態、支援のニーズについて把握できるようにします。
- 就学时健康診断の内容や予備検査項目の検討・改善を図り、児童・生徒の実態把握を一層適切に把握することができるようにします。
- 行動観察や面接等を実施する際の研修会等を企画し、積極的な受講を求めることにより、校内委員会を活用した就学相談が可能となるよう、資質の向上を図ります。

□ 就学相談とは

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる生きる力を培うことと、児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育を保障する必要があるため、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重な判断を行い、ライフステージを見通した相談を行い就学先を保護者と共に決定していくこと。

□ 就学时健康診断とは

小学校に入学する予定の子どもたちに、行う健康診断。就学予定の子どもは、全員受診する健康診断です。新1年生の健康状況を把握し、健康の保持増進と一人一人の子どもにとって適切な教育を行うために毎年実施するものです。

2 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上

ねらい

保護者との協力体制を作るためには、まず、教師等の教育関係者が、児童・生徒自身の「困り感」に気づき、子育てに「困り感」を感じている保護者に対して、保育や教育活動の中の具体的な事例をあげて「子育てのしにくさ」に共感した上で支援の場面を設定し、当事者にとって「ためになる支援」を展開することが重要です。

教員及び特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るために、研修の内容の充実を図ることが必要です。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全教員に対する研修 コーディネータ養成研修 教員向け研修 各校における校内研修			全教員に対する研修		
平成19年度から平成24年度まで、毎年実施					

【研修の内容や手順】

(1) 特別支援教育の考え方や本市の方向性について共通理解を図ります

- ① 平成19年4月と5月に、全教職員を対象とした説明会を実施します。
- ② 平成18年度の研修を踏まえ、平成19年6月に管理職を対象とした研修会を実施します。
- ③ 平成22年に第二次計画を踏まえ、全教職員を対象とする研修会を実施します。

(2) 特別支援教育コーディネーターを通して保護者や市民等に向けた情報を発信します

- ① 特別支援教育連絡協議会との連携の下、平成19年6月に市民向け説明会を開催します。
- ② 教育広報誌の「きょういく東村山」に特別支援教育にかかわる記事を掲載します。

(3) 特別支援教育運営委員会における、研究活動の充実を図ります

(4) 夏季休業日中の教育課題研修において、特別支援教育にかかわる講座を設定します

なお、上述の各種研修会については東村山市特別支援教育推進計画と研修内容の整合性を図り、進捗状況にあわせて複数回を実施します。

(5) 各校が、校内における研修会を年1回以上開催します

<例> ○短時間の時間帯を設定し、継続的な研修会を実施する。

○特別支援教育運営委員会の日程に合わせて校内研修を設定する。

○ブロックで調整を行い、顧問講師を招いた合同研修会を実施する。

3 情報等の管理を組織的に行う校内体制の充実

ねらい

特別支援教育の推進のためには、各校における個別指導計画・個別の教育支援計画のデータの活用が重要です。関係のある学校等が、系統性・一貫性のある指導を行うためには、児童・生徒の情報を引き継ぐことが効果的です。また、個人情報としての取り扱いに留意し、情報の管理を徹底する必要もあります。各学校が、個に応じた効果的な指導方法をデータとして蓄積し、市内の全校で共有し活用を図ることは、特別支援教育にかかわる指導の質的な向上を図ることとなります。このような取組を可能とする「データ管理のためのシステム」の構築について研究を進めるとともに、各学校の特別支援教育コーディネーター及び校内委員会が主体的に活動できるような働きかけを行います。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
データ関係		イントラネットの構築	個別指導計画様式及び基礎データの公開共有化	イントラネットの調整	指導方法にかかわるデータベースの公開と活用	イントラネット体制の全面实施
校内体制	校務分掌の位置付けの明確化 関係機関との連携体制構築	コーディネーターの複数体制による校内委員会の在り方を研究	校内委員会の機能の一層の充実	→		

【目指すシステム像】

- (1) 市内小・中学校を結ぶイントラネットを活用し、全校が基礎データの情報を共有します。
- (2) 各校が同一のデータベースを更新し、各校の端末から保存処理を行い、データの管理は市のホストパソコンが行います。

【校内体制充実のための手立ての例】

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、校内委員会の果たす役割を強化します
校務分掌における校内委員会の位置付けの明確化を図ります。
学校の実態に合わせ、校長・副校長・主幹・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・養護教諭・学年主任等のメンバーを設定します。
- (2) 関係諸機関との連携を強化するため、校内委員会の果たす役割を明確化します
特別支援教育コーディネーターが主体となって、対外的な連絡や調整を行います。
特別支援教育コーディネーターが、校長等の指導の下、校内委員会等の企画・開催等を行い、校内における情報管理等についてとりまとめを行います。
- (3) 校内委員会に、対象の児童・生徒及び保護者に対する説明システムを構築します
校内委員会で決定した支援の内容や方法を保護者に伝える方法や手順について、特別支援教育運営委員会等における実践交流を通して、研究を進めます。
- (4) 特別支援教育コーディネーターを複数指名します
特別支援教育コーディネーターは、情報の管理や関係機関との連絡調整など多岐にわたる役割を担っていることを踏まえ、現在の1校1名から複数指名の在り方を検討します。

4 特別支援学校のコーディネーターとの連携の充実

ねらい

特別支援教育を推進するにあたり、東村山市のセンター校は、清瀬養護学校です。この他にも、小平養護学校・村山養護学校が、本市にかかわりのある特別支援学校です。

特別支援学校のもつ専門性(授業観察、個別指導計画や個別の教育支援計画作成の支援、教材の提示、児童・生徒への接し方や指導方法の改善、教室環境の工夫等)に学び、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別支援教育運営委員会 就学指導委員会 等への参加	顧問講師制度と連動した小・中学校 への巡回指導	巡回指導の充実と 拡大	専門家委員会 (専門家チーム) としての活動開始		

【具体的な連携の在り方】

(1) 特別支援教育コーディネーターの紹介を行います

清瀬・小平・村山養護学校の特別支援教育コーディネーターを校長会等の機会に紹介します。

(2) 専門的な視点から支援を受けます

支援を必要とする児童・生徒の授業観察等を依頼し、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際に指導・助言を受けます。

清瀬・小平・村山の各特別支援学校のコーディネーターに東村山市特別支援教育専門家委員会への所属を依頼します。

(3) 相談や情報提供の依頼を行います

教員や保護者の相談を依頼したり、特別支援教育に関する教育情報・研修会の情報提供を求めます。

(4) 研修協力の依頼を行います

校内の研修の講師として特別支援教育コーディネーターを招き、指導・助言を受けます。

(5) 副籍制度を円滑に導入します

東村山市教育委員会及び小・中学校が、特別支援学校及び特別支援学校の保護者との連携を図る際の橋渡し役を依頼します。副籍制度による直接・間接的交流等、具体的な活動を推進する際に協力を求めます。

□ 特別支援学校とは

学校教育法の一部改正により、これまでの「盲・ろう・養護学校」が「特別支援学校」と名称を変更する。特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を持ち、小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助に努めることとなっている。また、特別支援学校がもつ専門性を広くエリアネットワーク内の幼稚園・保育園、公立小・中学校等へ伝え、そのセンター的機能を発揮することで特別支援教育を円滑に推進する役割を担っていく。

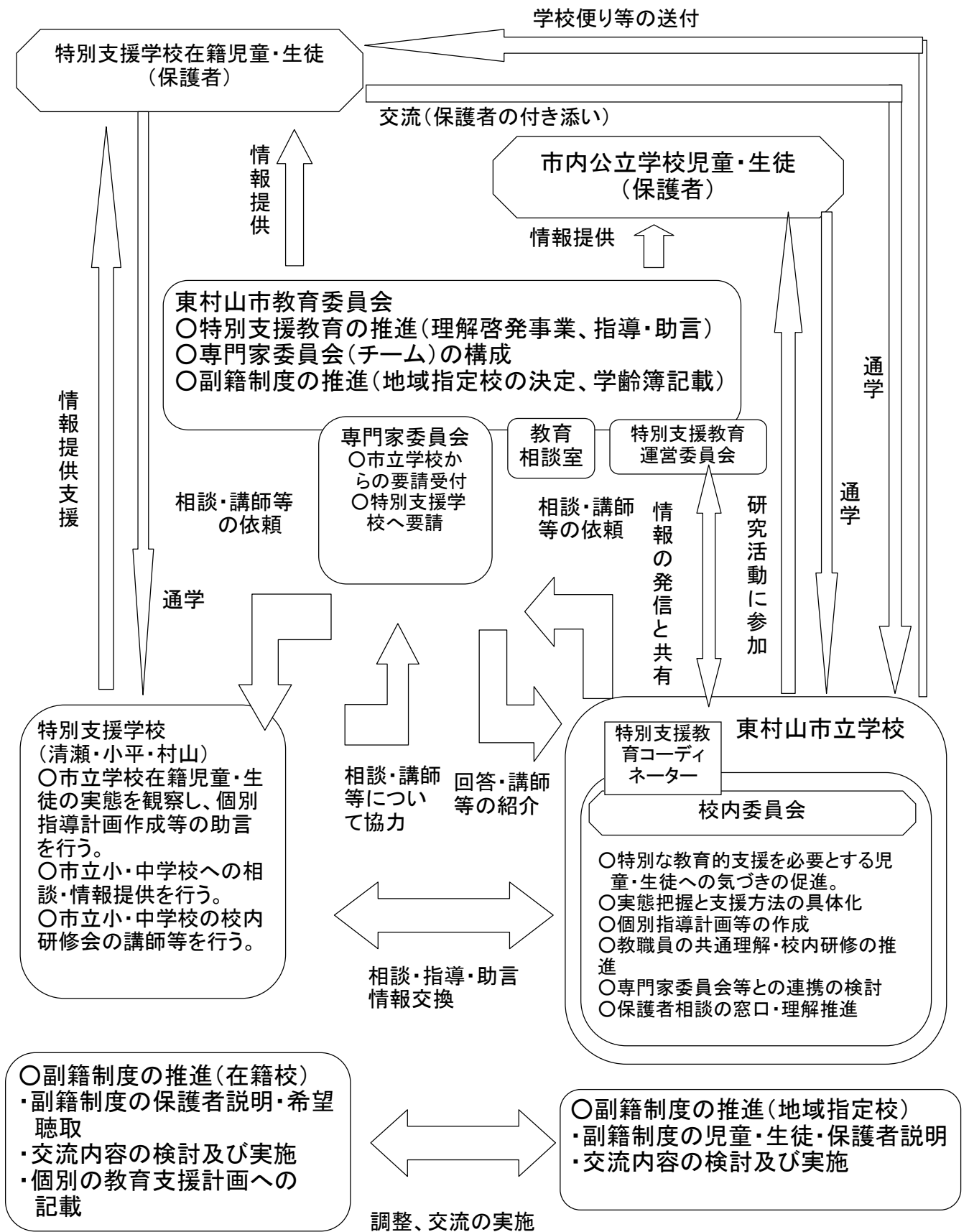
□ 副籍制度とは

「副籍制度」とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度である。

○間接的な交流(学校・学級だよりの交換等)

○直接的な交流(学校・地域行事等における交流、教科等の学習交流等)

<教育委員会と市内小・中学校、特別支援学校の連携体制(平成22年度を想定)>



5 副籍制度(地域指定校)について

ねらい

乳幼児期においては地域の幼稚園や保育園等に通って居住する地域と深いつながりをもっていますが、特別支援学級や特別支援学校等に通う学齢期には、地域とのつながりが希薄化してしまうことから、居住する地域とのつながりを維持・継続することが必要となってきますし、卒業後は、居住する地域での福祉サービス等、様々な支援を受けながら地域で生活していくことが想定されます。

特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域の一員であり、卒業後に居住地域で生活していくことを考え、地域との継続的なつながりを持つために、副次的に地域指定校に籍を置き交流を図りながら互いの理解を深めていくことが、副籍事業の目的となります。

<例>(例:廻田町に在住し、清瀬養護学校の小学部1年に在籍する児童の場合は、回田小学校が「地域指定校」となります。)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別支援学校 児童・生徒	間接的な交流の開始 居住地校交流の継続	直接的な交流モデル 事業の実施	直接的な交流の拡大	副籍事業の 本格実施	→	
特別支援学級 児童・生徒	事業の検討開始	間接的な交流の開始	直接的な交流モデル 事業の実施	直接的な交流の拡大	副籍事業の 本格実施	→

※市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒の副籍制度は、特別支援学校の副籍制度の成果を踏まえて、1年間の時間差を設定して実施します。

【副籍制度の内容】

(1) 対象となる児童・生徒

- ① 清瀬・小平・村山養護学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒全員となります。
- ② 保護者からの申し出があり、副籍を辞退する意思が確認された場合は副籍の対象としません。

(2) 地域指定校

- ① 原則として副籍の対象となる児童・生徒の居住する通学区域に基づいて指定します。
- ② 地域指定校の決定は、東村山市教育委員会が行います。

(3) 実施の手順

- ① 清瀬・小平・村山養護学校と協議の場を設定し、副籍事業を推進します。
- ② 東村山市教育委員会副籍事業実施要領を作成します。

(4) 交流の内容

- ① 学校通信等を交換する間接的な交流から開始します。
 - ・学校通信等…学校通信・PTA等の広報誌・青少対の情報(学校や地域の情報がわかるもの)
 - ・交換の方法…教育委員会を介して交換便等を活用したやりとりを行います。
- ② 居住地校交流の実績を踏まえ、直接的な交流ができる場合には実施します。
 - ・特別支援学校との連携を図りながら、直接的な交流の拡大を図ります。
- ③ 特別支援学校のコーディネーターとの連携を図ります。
 - ・校長会等の機会をとらえて、コーディネーターを紹介し連携の基礎を築きます。

【副籍制度実施上の留意点】

- (1) 児童・生徒の状況や交流活動の内容について、関係の教職員が共通理解を図ること。
- (2) 副籍をもつ児童・生徒への接し方等について、通常の学級の児童・生徒に対して事前指導を行い、交流活動等が効果的に行われるようにすること。
- (3) 地域指定校の保護者に対して、副籍制度の趣旨や副籍をもつ児童・生徒の状況について事前に周知し、交流活動が効果的に行われるようにすること。
- (4) 交流は、条件整備(施設整備等を含む)の対応可能な範囲で計画・実施すること。

□ 直接的な交流とは

- ① 学校行事やPTA行事等に参加する。
- ② 教科や道徳、特別活動(学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動)、総合的な学習の時間において、交流学习を行う。

※対象となる児童・生徒は次の3点を満たす者となります。

- ・特別支援学校の校長・保護者等の協議により、実施可能であることが判断された者
- ・地域指定校の校長の了解が得られた者
- ・交流にかかわる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者

第3章

学校に対する支援体制の充実に向けて

1 顧問講師制度に関する認知度と活用度の向上

ねらい

既に、18年度から各心障学級を中心に小学校5ブロック、中学校3ブロックを編成し、顧問講師制度の周知と特別支援教育の理解啓発を進めるため、顧問講師による講演会を実施しています。

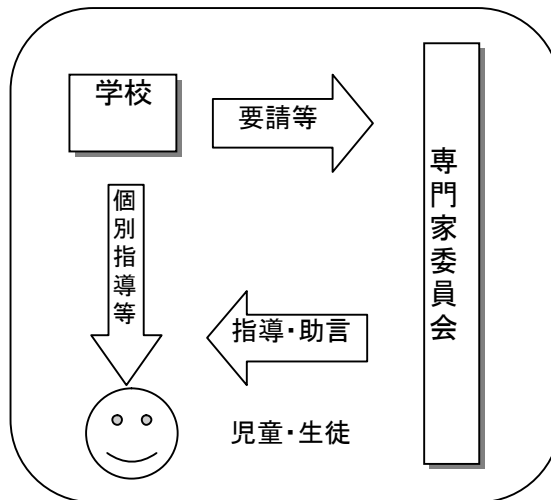
他市にない本市独自の顧問講師制度は東京都や保護者からも評価されており、顧問講師を有効に活用することが、東村山市における特別支援教育を推進していくうえで効果的であると考えます。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
顧問講師制度の周知を図り、特別支援学級非設置校への巡回の回数を増やす	顧問講師と特別支援学校のコーディネーターとの連携を開始する	顧問講師と特別支援学校のコーディネーターとの連携を強化する	専門家委員会を立ち上げる	専門家委員会から専門家チームの派遣を始める	

【専門家委員会について】

① 構成メンバー

- 医師(平成22年度から)
- 専門家チーム委員(顧問講師)
- 特別支援教育担当校長
- 指導主事
- 教育相談室
- 特別支援学校コーディネーター



② 専門家委員会(専門家チーム)構築までの留意点等

- 顧問講師事務取り扱い要領の改正を図り、顧問講師の活動の幅を拡大します。
 - ・ブロックの顧問講師を活用した研修会等を開催し、教員の資質向上を図ります。
 - ・顧問講師を校内委員会に招き、個別指導計画等の作成について指導・助言を求めます。
 - ・特別支援教育コーディネーターを招き、授業観察を共に行い児童の状況を把握するとともに、児童生徒へのかかわり方について指導・助言を求めます。
- 相談のケースの内容に応じて顧問講師や特別支援学校のコーディネーターの派遣を求めます。
 - ・実践を積み重ね、専門家チームの派遣へと結び付けていきます。
- 心理学専攻の学生を派遣し、情報収集等を行い専門家委員会等の活動を助けます。

□ 顧問講師制度とは

本市独自の制度で、大学教授・臨床心理士・養護学校校長経験者等の専門性の高い講師を有している。保護者及び教員に対して心身障害教育及び特別支援教育にかかわる心理・言語等の専門的指導を行う顧問講師を選任し派遣する事業である。これまでは、心身障害学級の顧問講師であったが、平成18年度からは通常の学級も含め、すべての小・中学校を支援するためブロックごとに配置した。

□ 専門家委員会・専門家チームとは

「東京の特別支援教育」～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～によれば「専門家チーム」は、教育委員会の指導主事、特別支援学級の担当教員、通常の学級の担当教員、特別支援学校の教員、心理学の専門家、医師等で構成し、地域の学校から挙げられてきた児童・生徒の事例について、LD・ADHD・高機能自閉症等か否かの判断を行うとともに、望ましい教育的対応や指導について専門的意見の提示や助言を行うことを目的として設置することとしている。

本市では、この専門家チームを「専門家委員会」として位置付け、将来的にはメンバーが定期的に会議をもち、支援の方法や活動を共有することを目指している。

また、学校の要請や活動の内容に応じて、専門家委員会の中から適当なメンバーが2・3名のチームを作って各学校を訪問し、その学校の特別支援教育コーディネーターと共に児童・生徒に対する支援の内容や方法を検討する取組を予定している。

第4章

学校の指導体制の充実に向けて

1 教員サポーター制度の質的な向上と増員

ねらい

教員サポーター制度は、東村山市教育委員会独自の施策です。通常の学級に特別の配慮を要する児童・生徒が在籍する場合に、学級担任等を補助する指導者を学校に対して派遣する制度です。通常の学級に在籍する特別の配慮を要する児童・生徒への支援に対するニーズは高まっていることから、本制度の充実を図ることは重要です。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支援の対象となる児童・生徒の状況を把握 実施要領の改正 教員サポーターを 7名に増員	サポーターの増員			教員サポーターの 質的な向上	

【教員サポーター制度 充実のための視点】

(1) 教員サポーターの増員

平成18年度現在の教員サポーターの配置数は5名です。東京都教育委員会が平成15年に実施した調査結果を踏まえると、本市のすべての学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍することが考えられます。

平成19年度には、教員サポーターの配置は7名になりますが、その後も学校の実態や本市の状況を踏まえ増員を目指しています。

(2) 教員サポーターの資質の向上

教員サポーターはあくまでも担任等の教師を補助する立場にありますが、児童・生徒のニーズに応じた適時・適切な支援を実現するためには、資質の向上が欠かせません。そこで次のような取組を実施します。

- ・東村山市教育委員会「教員サポーター」派遣事業実施要項の見直しを図り、サポーター選考時に教員免許の取得状況を確認します。
- ・採用時に、指導主事・教育相談係長・特別支援教育にかかわる専門性の高い教育相談員が対象となる児童・生徒の状況を観察した結果得られた「指導上のポイント」を教員サポーターに伝えます。
- ・採用時に、特別支援教育に関する資料を配付し、指導の際の参考資料とします。
- ・配置前に説明会を行い活動上の留意点等を明らかにするとともに、随時、研修会等を実施し、資質の向上を図ります。

2 ボランティア等の活用上の留意点の明確化

ねらい

東村山市では、特別な支援が必要な児童・生徒への支援策の一つとして、教育学生ボランティアが活用されています。特別支援教育の枠組みの中で、本制度の活用の在り方を検討することが重要です。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録者の拡大					
活動状況の把握	▶				

【教育学生ボランティア活用上の留意点】

(1) 登録者数の拡大に向けて

学生教育ボランティアの活用により、個に応じた指導の充実が図られている事例が報告されています。各学校から推薦をいただくとともに教育委員会からも周辺の教員養成系大学等に働きかけ登録者数の拡大を図ります。

- ① 東京学芸大学における学生対象の説明会に教育委員会として参加し学生の応募を求めます。
- ② 近隣大学に協力依頼を行うためのポスターを作成し、積極的に広報活動を行います。

(2) 教育学生ボランティアの趣旨の確認

学生にとって、この事業は「社会体験を深めるとともに、次代を担う児童・生徒の育成に貢献すること」を目的としています。指導の補助や個別の指導のみに協力を求めるだけでなく、常に本来のねらいを踏まえ、学校として教育学生ボランティアに対して、研修の機会を設けること等が必要です。

また、教育委員会が教育学生ボランティアに対して実施する「MANABU(学ぶ)先生養成講座」の中に特別支援教育に関する講座を設定して受講を求めたり資料の配付を行うなど資質の向上を図ります。

特別支援教育の実施に際しては、一定の知識と指導力が必要であることから、教育学生ボランティアは、教員のリードの下、指導の補助的な立場にあることを留意することが重要です。

(3) 特別支援教育を実施する際の学生教育ボランティア活用上の留意点

- ① 校内委員会において、教育学生ボランティアの位置付けについて共通理解を図り、全教職員が同様の姿勢で、教育学生ボランティアに対応すること。
- ② 事前に指導の内容や方向性について説明を行い、教育学生ボランティアの役割を明示すること。
- ③ 教育学生ボランティアが、個別の配慮事項を踏まえ、児童・生徒と適切にかかわることができるよう、教員が明確な指示・指導を行うこと。
- ④ ボランティア実施後には、活動を振り返る機会を設定し、教育学生ボランティアにとって価値ある活動となっていたか評価する場面を設定すること。

□ 東村山市教育学生ボランティアとは

学生及び大学・短期大学を卒業し、教育にかかわる職種へ就業を目指している者が、東村山市内の小・中学校等の教育活動に取り組む事業である。学生は、活動の中で社会体験を深めるとともに、次代を担う児童・生徒の育成に貢献し、教育委員会及び学校は、学生に、教育に携わる者としての資質の向上を図る研修の場と社会的な活動の機会を与えると同時に、児童・生徒を年齢の近い世代である学生ボランティアと触れ合わせるにより、近い将来における生き方を考えさせ、様々な活動に関する興味や関心を引き出し、意欲を高めることをねらっている事業である。(平成15年4月1日制定)

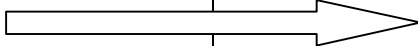
第5章

特別支援学級の充実に向けて

1 特別支援学級のセンター校化と教員の専門性の発揮

ねらい

これまでの心身障害学級としての実績を踏まえ、特別支援学級(固定制)のもつ専門性(教職員の指導力、個別指導計画の内容や作成の方法、教材・教具、施設・設備等)を市内小・中学校へ伝え、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別支援教育運営委員会担任会における研究活動	要請受付開始	実施状況調査・分析	専門家チーム本格実施		

【特別支援学級設置校の「市内センター校」としての指定】

センター校	障害種別等	該当校	
化成小学校	固定制 知的障害	回田小学校	北山小学校
秋津小学校	固定制 知的障害	青葉小学校	秋津東小学校
八坂小学校	固定制 知的障害	南台小学校	富士見小学校
久米川小学校	通級制 情緒障害	大岱小学校	久米川東小学校
東萩山小学校	固定制 知的障害	萩山小学校	野火止小学校
東村山第一中学校	固定制 知的障害	東村山第四中学校	東村山第七中学校
東村山第二中学校	固定制 知的障害	東村山第六中学校	
東村山第三中学校	通級制 情緒障害	東村山第五中学校	

・顧問講師制度を活用する際のブロックを基本に、特別支援学級設置校を各ブロックの「市内センター校」と位置付け、ブロックを単位とする特別支援教育を推進することを期待しています。

【特別支援学級にかかわる取組の方向性】

特別支援学級の専門性に着目し、(1)～(4)の取組を各校の実態等に応じて順次進めていきます。

(1) 特別支援教育運営委員会における研究活動を推進します

特別支援学級の担任は、全員が特別支援教育運営委員会担任会に所属することから、特別支援教育にかかわる研究テーマを設定し、成果について発信します。

(2) 交流及び共同学習を実施する際の支援を行います

特別支援教育運営委員会(心身障害教育運営委員会)の啓発部会の実績を踏まえ、交流及び共同学習の企画・実践・評価・改善にかかわる一連の流れをリードし、活動の内容や幅を広げるようにします。

(3) 放課後等の時間帯を活用した支援を行います

授業時間や放課後等の時間を活用し、特別支援学級の担当教員が、特別の配慮を要する児童・生徒の観察や指導を行うとともに、通常の学級の担任の相談に応じ、指導方法や学習環境の工夫、教材・教具の開発等について共に研究を進めます。

(4) 時間割の調整による支援を行います

特別支援学級の教員の時間割の調整を行い、通常の学級の教員やLD等を含め障害のある児童・生徒に対する支援を行います。

【特別支援学級との具体的な連携の在り方】

(1) 特別支援教育コーディネーターの紹介を行います

ブロック別研修会等の機会をとらえて、特別支援学級を担当する教員をブロック内の教員に紹介します。

(2) 専門的な視点から支援を受けます

支援を必要とする児童・生徒の授業観察等を依頼し、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際に指導・助言を受ける。初年度は、校内における取組から実施し活動の範囲を順次、拡大していきます。

(3) 相談や情報提供の依頼を行います

教員や保護者の相談への対応を依頼したり、特別支援教育に関する教育情報・研修会の情報を交換したりします。

(4) 研修協力の依頼を行います

校内の研修の講師として、特別支援学級の特別支援教育コーディネーターを招き、指導・助言を受けます。

(5) 副籍制度を円滑に導入します

平成20年度から実施する特別支援学級における副籍制度を実施する際に、特別支援学級の保護者との連携を図る際の橋渡し役を依頼します。副籍制度による直接・間接的交流等、具体的な活動を推進する際にも協力を求めます。

2 通級指導学級の増設

ねらい

東京都教育委員会が平成15年に実施した調査結果を踏まえると、本市のすべての学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍するものと考えられます。

本市には、小学校と中学校にそれぞれ1校の通級指導学級が設置されていますが、特別支援教育の動向を踏まえ、教育内容の質的な向上を図るためには、小学校1校に通級指導学級の増設が必要であると考えます。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
児童数及び教室の使用状況の確認		通級指導学級の設置校の決定 開設準備会の立ち上げ	予算計上	増設工事の実施	新通級指導学級の開級

【通級指導学級増設決定までの手順】

- (1) 久米川小学校にある「わかたけ学級」が、本市の北部地域にあることから、南部にある小学校を設置校とします。
- (2) 本市の地域開発の状況から、平成22年度には児童数の変動傾向が安定することが予想されます。余裕教室等の状況や児童数等を総合的に勘案し、平成21年度には、通級指導学級を設置する学校を決定し、開設に向けた準備会を立ち上げます。

3 小・中の一貫性のある指導体制の構築

ねらい

特別な教育的支援が必要となる児童・生徒に対して、適切な指導を進めるためには、本人や保護者の了解の下、通級指導学級における指導を進めることが有効です。

通級指導学級と在籍校の連携、小・中学校の通級指導学級間(わかたけ学級とみどり野学級)の連携を図ることが、指導の効果を高めていく上で重要です。

また、通級指導学級の担任が専門性を発揮できるような「巡回指導」等の在り方について研究を進めていきます。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
在籍校・通級指導学級連絡会の開催 校内巡回指導の開始 小・中学校通級指導学級連絡会の開催	校外巡回指導の試行 個別指導計画の引継ぎ	校外巡回指導の試行 成果と課題の洗い出し	校外巡回の本格実施		

【指導体制の充実に向けて】

特別支援教育の推進を図るためには、通級指導学級の指導内容の充実を図ることが重要です。法改正の趣旨を踏まえ、(1)～(3)に示すような方策を用いて、教育内容の質的な向上を図ります。

(1) 法改正による通級指導学級における指導の拡大を図ります

学校教育法施行規則の一部改正により、平成18年4月1日からは、LDやADHDが通級による指導の対象となる者として新たに加えられました。情緒障害の通級指導学級であるわかたけ学級においては、専門性や指導方法の類似性等に応じて、LDやADHD等の障害に該当する児童・生徒を指導することができるようになりました。

また、年間10単位時間からの指導が可能となり、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒の通級による指導の可能性が拡大されています。

通級指導学級による指導については、本人・保護者の了解の下、個別指導計画が作成され、教育課程が教育委員会に届出されていることが前提となります。

(2) 巡回指導の在り方についての研究を進めます

通級による指導の時間帯の工夫等を行い、通級指導学級担任が配置校以外の学校へ巡回指導を行うことができるような体制づくりについて研究を進めます。

通級指導学級の担任が、組織的・計画的に在籍学級を訪問し在籍学級担任との打合せ等を行い、連携の強化を図るために、通級指導学級と在籍校の教員間の連絡会を開催し、個別指導計画に基づく指導の内容や方法を確認します。

(3) 小・中一貫した指導の推進を図ります

通級指導学級における小・中の指導内容や指導方法等について情報の共有化を図り、通級指導の一貫性を確保するため、特別支援教育運営委員会の担任会の機会を活用し、小・中学校通級指導学級連絡会を開催します。また、卒業時には、個別指導計画を基礎資料として指導方法及び内容の引き継ぎを行います。

4 教育諸条件の整備

ねらい

特別支援教育に適切に対応するためには、本市の実態に即した施設・設備の在り方や教育環境の整備の方向性を考えることが重要です。社会的自立を踏まえた通学の方法や特別支援教室の配置について検討を進めます。また、保護者や市民等に対する広報活動の充実を図り、特別支援教育に関する情報をわかりやすく伝えます。

【自力通学の推進】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自力通学の推進	通学区域の弾力的運用 交通費の補助	→			自力通学の推進	→

将来の社会的な自立に向け、地域の人と人とのかかわりの中で、社会的な自立を目指す機会として、自力通学を推奨するために、次のような方策を行います。

(1) 通学区域の弾力的運用

特別支援学級に通う児童・生徒に対しては、社会的な自立を目指し「自力通学」を進めるために、通学区域の弾力的運用を行い、申し出がある場合には、自宅から近い学校(特別支援学級設置校)へ就学できるよう審査基準の変更を行います。

(2) 就学援助費による補助の実施

自力通学を支援するために、公共機関(路線バス・電車)を利用する場合には、交通費の補助を行います。

【施設・設備の整備】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設・設備の整備	バリアフリーマップの作成	スロープ等の設置	余裕教室活用空間の調査	特別支援教室(コーナー)の配置と活用	→	

副籍事業の実施や個別の対応を行うためには、施設・設備等の整備を行うことも重要です。厳しい財政状況を踏まえ、可能な部分から条件整備に着手し、順次改善を図っていきます。

(1) バリアフリーマップの作成

平成20年度から段階的に試行する「副籍制度」に備えて、各校の段差等の状況を調査します。校内に入るバリアフリーの経路を確保できるよう準備を進め、それを図面に表した「バリアフリーマップ」を作成します。

(2) 特別支援教室の検討

個別指導を可能とする「特別支援教室」についての検討を進めます。教育相談室との併用、ランチルーム等の授業中は使用しない部屋等の利用も視野に入れていきます。

第二次実施計画の段階においては、児童・生徒数が安定することが予想されます。教室の確保が難しい場合には、パーティションやカーテン等で必要な空間を生み出すことも考えています。

【広報活動等の充実】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
広報活動等の充実	教員向けの研修会の実施	→			教員向けの研修会の実施	→
	市民向けの説明会の実施			市民向けの説明会の実施		
	きょういく東村山の広報活動			きょういく東村山の広報活動		

特別支援教育を効果的に推進していくためには、広報活動等の充実を図り、情報等の共有化を図ることが重要です。次のような説明会や広報活動を実施し、特別支援教育についての理解を深めていきます。

(1) 教員向けの研修会の充実

夏季休業日中に実施する教育課題研修に加え、第一次実施計画と第二次実施計画が策定された段階で全員悉皆の研修会を開催し、共通理解の徹底を図ります。

(2) 市民向けの説明会の実施

第一次実施計画と第二次実施計画が策定された段階で、市民向けの説明会を開催し、特別支援教育の内容や東村山市としての方向性について説明を行い理解を求めます。

(3) 広報活動の充実

第一次計画と第二次計画が策定された段階で、教育委員会が年4回発行する教育広報誌『きょういく東村山』を通じて、特別支援教育の記事を連載し、積極的に情報を発信します。